

令和6年7月10日
(2024年)

就学援助（準要保護）受給保護者 各位

城陽市教育委員会
学校教育課

就学援助費(学用品費・通学用品費1学期分)の口座振込みについて

就学援助費の学用品費・通学用品費1学期分について、あなたから指定された口座に7月26日に振込みますので、ご確認下さい。

つきましては、就学援助制度の趣旨をご理解のうえ、裏面の学用品・通学用品標準品目を参考にして活用されるようお願いします。

記

1. 振込み金額は、要保護及び準要保護児童・生徒の認定結果通知書でお知らせした金額のうち下表のとおりです。

1学期	小学校1年生	3,910円	中学校1年生	7,610円
	小学校2年生以上	4,700円	中学校2年生以上	8,400円

2. 1学期分の支払い対象月は4月～7月分です。途中認定の方は、認定月からの支給となります。また、転出や認定変更の方の場合は、支払い金額に変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。
3. 振込日から、あなたの口座に入金されるまで1～4日を要する場合があります。
4. 指定された口座を解約又は変更される場合は、すぐに学校または市教育委員会学校教育課へご連絡ください。
5. 今回振り込む学用品費・通学用品費については、学校からの毎月の引落としの分とは別ですので注意してください。

学用品・通学用品標準品目一覧表

(1) 小学校・中学校児童生徒共通標準品名

文具用品・・・・・・ノート、鉛筆、色鉛筆、クレヨン、クレパス、消しゴム、
学習用紙、工作用紙、画用紙、画板ベニア、方眼用紙、のり、
水彩絵の具、絵筆、パレット、すずり、墨、筆、下じき、
ものさし、はさみ、小刀、筆入れ、三角定規、分度器、コンパス、
そろばん、習字用紙、合成接着剤、彫刻刀、粘土、色紙、雲形
定規、作文用紙、歴史地図、五線帳、国語辞典、セロテープ、
サインペン、粘土板、給食用ビニール、給食用マスク、糸のこ

音楽用品・・・・・・カステネット、ハーモニカ、笛、ピアニカ、木琴

家庭科実習用品・・縫針、針ぬき、へら、小ばさみ、まち針、ししゅう針、
ししゅうわく、毛糸、ししゅう糸

体育用品・・・・・・トレーニングパンツ、体育用くつ、水着、体育用帽子、
トレーニングシャツ

通学用品・・・・・・上ばき、ズックぐつ、雨がさ、雨ぐつ、かばん、ランリュック、
カッターシャツ

(2) 中学校生徒標準品名

部活動用品・・・・・・テニス用ラケット・シューズ、バスケット用ユニフォーム・
シューズ、陸上用アップシューズ、サッカー用タンパン・
ストッキング、バレー用シューズ、サポータ、卓球用ラケット
・ユニフォーム、野球用スパイク・グローブ、柔道衣、剣道用
防具一式、剣道衣、竹刀、防具袋

技術科実習用品・・製図用三角定規、製図器具